

資産税

生前贈与を活用したこれからの相続対策

税理士法人UAP 税理士・公認会計士 後 宏治

平成23年度の税制改正によって相続税をとりまく環境は大きく変化した。すなわち、相続税の増税が現実になったことから、多くの人が相続に強い関心を寄せることとなり、税務の専門家もそれへの対応が必須になってきている。他方、相続税の補完税である贈与税においては、直系卑属への贈与が国策として優遇されることとなったため、相続税に関心のある多くの人は贈与を活用して効率よく節税したいと考えるようになった。そこで、本稿では、今後の相続税対策の中心となると思われる生前贈与について、今年度の改正をふまえた上で、利用の仕方や有利不利を再検討すると共に、税理士がクライアントに対しどのような提案をしていくのかについて現時点での筆者の考えについて説明する。ただし、本来個性の強い各資産家のニーズに対し、本稿では一般的なかたち、すなわち、「生前贈与計画の策定」を念頭に置きつつ基本的な考え方を説明するため、あくまで一つの例示にすぎず、このやり方が絶対であるというわけではなく、ケースバイケースでそのつど考慮検討していく必要があることを最初にお断りしておく。

◆ 1 平成23年度税制改正と相続実務

(1) 相続税の改正

相続税については、格差固定の防止、再分配機能・財源調達機能の回復等の観点から、基礎控除を引き下げるとともに、高額な遺産取得者を中心に負担を求める観点から、最高税率を引き上げるなどの見直しが行われた。なお、執筆時現在において改正法案は成立していないため、以下の改正項目はすべて「案」であり、今後の国会での審議等によって、大きくその形が変わる可能性があることに留意されたい。

① 基礎控除の見直し

相続税の基礎控除について、現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」から、「3,000万円+600万円×法定相続人数」へ縮減が図られた。

② 税率構造の見直し

相続税の税率構造について、現行の「6段階・最高税率50%」が「8段階・最高税率55%」へ見直された。

③ 死亡保険金に係る非課税措置の見直し

死亡保険金に係る相続税の非課税措置につ

いて、現行の「500万円×法定相続人数」が「500万円×次のいずれかに該当する法定相続人数→未成年者、障害者、または相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者」へと見直された。

(2) 贈与税の改正

贈与税については、高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大や経済活性化を図る観点から、直系卑属（20歳以上）への贈与に係る贈与税の税率構造を緩和するとともに、受贈者に孫を加えるなど、相続時精算課税制度の見直しが行われた。

① 税率構造（暦年課税）の見直し

贈与税の税率構造について、現行の「6段階・最高税率50%」が「8段階・最高税率55%」へ見直されるとともに、20歳以上の直系卑属への贈与の税率の引き下げが図られた。

② 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度の適用要件について、受贈者は現行の「20歳以上の推定相続人」から「20歳以上の推定相続人及び孫」へとその範囲が広がり、また、贈与者は現行の「65歳以上の者」から「60歳以上の者」へと年齢が引き下げられた。

(3) 相続税実務に与える影響

上記のような改正の結果、改正後の相続税実務は以下のように変化すると考えられる。

① 相続税課税対象者の増加

今回の改正による基礎控除額の引き下げにより、相続税の課される被相続人の数が現在約4万人から約7万人に増加すること見込まれている。三大都市圏で自宅と金融資産・生命保険契約を有する被相続人の多くは、相続税の課税対象者となることを見込まれ、相続税の申告が必要になる案件が増加する。これにより、今まで相続税を意識しなかった層のかなりの部分が相続税市場へ現出することが確実となっている。

② 直系卑属への贈与の増加

相続税が課税強化されたのに比して、直系尊属からの直系卑属への贈与はその税率が優遇されているため、今後は子や孫への生前贈与の増加が見込まれる。

③ 退職金規程の見直し増加

生命保険金が課税強化される一方で死亡退職金の非課税措置は据え置かれたため、同族会社のオーナー等は、生命保険金による節税だけでなく、死亡退職金の受領による節税を検討することが多くなることが見込まれる。

◆ 2 相続税対策の中心となる 暦年生前贈与

このように、相続税について増税が予定されるため、クライアントの節税のニーズも拡大するが、前述したように、従前からの相続実務は変化することから、相続税対策について再検討する必要が生ずる。

再検討の際の基本的な視点は、今回の改正の基本的な方向性である。

平成23年度の相続税法の改正を一言で言えば、「相続税の課税強化と生前贈与の優遇」とであると把握される。すなわち、相続発生時まで財産を保有して消費しないと高額な相続税を課すけれども、20歳以上の子や孫へといった直系卑属への生前の贈与をするならば優遇するということである。これは、高齢者の保有する財産を早期に若年層に移転させることが国策となったということの意味する。この大きな方向性を考えると、今後の相続税対策の主流は生前贈与になると考えられる。

そこで、以下、一般的な相続税対策を整理し、生前贈与の相続税対策における役割と有効性について検討する。さらに、納税者が現在利用できる二つの贈与制度についてその概要と有利不利をまとめ、最後に、今後の一般的な相続税対策としては、暦年贈与を継続して行うことが最も効率が良いことを示す。

(1) 一般的な相続税対策

相続税の基本的な節税対策としては、一般に、①分散対策、②評価減対策、③納税資金対策の三つがあげられる。

わが国の相続税法では、相続により財産を取得した者に係る課税価格を個々に計算し、その後、同一の被相続人から相続により財産を取得したすべての者の課税価格の合計額を求め、その合計額から基礎控除額を控除した「課税遺産総額」を基に相続税の総額を計算する。

このため、節税対策としては、「課税遺産総額」を減少させることが必要となる。

「課税遺産総額」は「遺産の数量×遺産の評価額」で算出されることから、遺産の数量を減少させる(=①分散対策)か、遺産の評価額を低減させる(=②評価減対策)ことにより、課税遺産総額を減少させることができる。

①の分散対策により遺産の数量を減少させるためには、被相続人が生前に所有する財産の移転を行う必要があるが、売買などの対価を伴う移転によれば、財産が組み変わるだけで遺産は減少しないため、効果的な分散対策としては、無償による財産の移転の手段である贈与が利用される。

なお、非上場株式については、これを有償譲渡で分散させることにより、配当還元方式による評価が可能になって課税遺産の額を減少させる効果が生ずるが、一般の財産では、同じ評価の財産(たとえば金銭等)に組み変わるだけであり、課税遺産の額は不変である点に留意が必要である。

また、②の評価減対策により遺産の評価額を減少させるためには、相続税法上の非課税財産や、土地や建物など相続税法上有利な評価が可能な財産を金銭等で購入することが多い。

さらに、相続税額そのものが減少しても、現実の納付は金銭で行うことが必要とされる

ため、相続税の納付時には納税資金が確保されている必要がある。納税資金がないと、他の財産を売却することが必要となり、本来守るべき財産を手放すなど本末転倒な結果になりかねない。そこで、③の納税資金対策が必要とされる。

なお、各対策は独立しているものではなく、資産規模や家族構成等に応じ、各種組み合わせで効率よく実行すべきものである。

原則的な考え方としては、まず①の分散対策が基本手段となるが、財産の移転はその相続税評価の低い時点で行うことが有利であるため、移転のタイミングは、②の評価減対策を実行し、その効果が現れたときになるよう計画する。

こうして贈与完了後の相続税額をシミュレーションすれば、相続発生時に納税に必要な額の概算が判明する。その予測納税額をまかなえる金融資産があれば、③の納税資金対策は不要であるが、そうでない場合には、資金準備の対策を検討することになる。

(2) 暦年贈与と相続時精算課税贈与

贈与は相続税対策のうちの分散対策として非常に有効な手法であるが、その贈与に係る課税の仕組みには「暦年贈与」と「相続時精算課税贈与」2つのものが用意されており、どちらの制度を利用すべきかが問題となるため、以下、検討する。

① 暦年贈与

暦年贈与とは、1月1日から12月31日までの1年間(=暦年)毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する仕組みをいい、一般贈与とも呼ばれる。後述の「相続時精算課税の選択の届出」をしなければ、自動的に暦年贈与制度が適用されることになっている。

暦年贈与においては、受贈者と贈与者には制限はない。しかし、平成23年度の税制改正では、直系尊属からの暦年贈与については、

前述のとおり、税率が優遇されている。

暦年贈与の基礎控除額は、毎年110万円と
なっており、基礎控除額を超えた部分に対し
ては、10%～55%の累進税率で課税がなされ
る。

贈与税は、後日発生する相続税とは切り離
して計算する。つまり、相続時における精算
はない。ただし、相続開始前3年以内の贈与
は相続財産に加算することに注意が必要であ
る。

② 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、贈与時に贈与に
より取得した財産に対して、暦年課税に代え
て20%の贈与税を納付し、相続時にその贈与
により取得した財産の価額と相続により取得
した財産の価額の合計額を課税価格として計
算した相続税額から、既に納付した20%の贈
与税に相当する金額を控除した額をもって、
その納付すべき相続税額とする仕組みをいう。

相続時精算課税制度を適用するためには、
選択を開始した年の翌年3月15日までに、本
制度を選択する旨の届出書及び申告書を税務
署長に提出し、納税する。

税務署長に対し選択の届出を行い、相続時
精算課税制度を一度選択すれば、相続時まで
継続適用しなければならないことになっている。
そのため、いったん相続時精算課税制度
を選択すれば、その時以後、同一の贈与者か
ら暦年課税贈与を受けることはできない。

贈与者は60歳以上の親とされ、受贈者は20
歳以上の子である推定相続人及び孫とされて
いる。

相続時精算課税制度の非課税枠（＝控除限
度額）は2,500万円とされており、この限度
額まで複数年にわたり非課税枠を使用するこ
とができるが、非課税枠を超えた部分に対し
ては一律20%の税率により贈与税を納付す
る必要がある。

相続発生時点では、精算課税による贈与財
産は贈与時の時価で評価した上で他の課税遺

産と合算され、改めて相続税を計算し、既に
納付している相続時精算課税による贈与税を
控除して納付又は還付を受けることとされて
おり、相続税の計算時に精算（合算）される
ことになっている。

③ メリットとデメリット

相続時精算課税制度においては、生涯で
2,500万円までの贈与が非課税とされ、これを
超えても贈与税の税率は一律20%であるが、
死亡時に精算されるため、最終的に相続税の
対象とならない少額の遺産を有する納税者が
利用するには、全額が還付されることとなり、
非常に有用なものである。

しかし、相続税の課税が予測される納税者
にとって、精算課税制度は、過去の贈与を相
続税で精算するだけの「相続の前倒し」にす
ぎず、一定の場合を除き、相続税の負担が最
最終的に軽減されず、相続税総額を減ずるメ
リットはない。

精算課税の選択が有利となる「一定の場合」
とは、①将来値上がりすることが確実な財産
を贈与する場合、及び、②高収益の資産を一
時に贈与する場合、等である。①の場合は、
相続発生時には低い贈与時点の評価額で持ち
戻されるため相続発生時点で高い評価で承継
するより有利であり、②の場合には、資産か
ら生ずる贈与時点以後の収益を子や孫に付け
替えることによる恩恵が相続税の事後の負担
よりもはるかに大きいことが多いため有利と
なる。

他方、暦年贈与においては、贈与した財産
を課税遺産から完全に除外することができ、
贈与税の負担の税率と相続税の負担税率の差
額分だけ節税できる。

したがって、相続税が課税される程の遺産
を有する納税者にとって、相続時精算課税贈
与は節税効果が薄く、将来値上がりすること
が確実な物の贈与であれば有利であるが、そ
うでなければ、暦年贈与の方が一般に有利で
ある。

(3) 暦年贈与における高額な贈与税

相続税対策としての分散対策上、暦年贈与が中心的な役割を果たすことは、上記のとおりである。

ここで検討しておくべきことは、暦年贈与の「大きな贈与税率」と「小さな基礎控除枠」の存在から生ずる疑問である。すなわち、贈与税率は相続税率に比して非常に大きいため、まとまった財産を贈与すると贈与税が高額になってしまい節税にならないが、この高負担をさけるため、基礎控除内の110万円の贈与だけだとわずかな節税効果しか得られないのではないか、つまり、遺産を数億円～数十億も有する資産家にとって、非課税枠である110万円の贈与は小さすぎて、対策にならないのではないか、という疑問である。

この疑問に対しては、次のように答えることができる。すなわち、110万円内の単年度限りの贈与には確かに限界があるものの、多少の贈与税の負担を甘受して、かつ、複数年にわたりできるだけ多くの子や孫への贈与を繰り返すことにより、多額の財産を課税遺産から除外することができるので、相続対策としてはきわめて有効である、と。

たとえば、510万円ほど子供に贈与した場合の贈与税は $\{(510万円 - 110万円) \times 15\% \} - 10万円 = 50万円$ となるから、贈与税の限界税率は $50万円 \div 510万円 = 9.8\%$ となり、相続税の最低税率10%を下回る。この贈与を子供2人と孫2人の合計4人（いずれも20歳以上とする）に毎年10年間行うことにより、 $510万円 \times 4人 \times 10年 = 2億400万円$ ほどの贈与を行うことができ、この金額を課税遺産の総額から除外することができる。

仮にこの贈与者の生前贈与と実行前の予想される相続税の限界税率が30%であるとすると、財産の過半以上を10%未満という少ない贈与税の負担で子や孫に移転することができ、相続発生時にはほとんど相続税が課税されない状態を作ることができる。

もう少し具体的に述べると、相続税の限界税率が約30%となるのは約3億程度の財産を配偶者と子供2人が法定相続分で相続するケースであり、このとき、課税財産3億円にかかる予想相続税額は一次二次合計で4,700万円となる。

毎年の贈与の結果、10年間で2億400万円の財産を、 $50万円 \times 4人 \times 10年 = 2,000万円$ の贈与税の負担で子や孫に移転することができる。その結果、相続発生時時点では、被相続人の課税遺産は9,600万円となっており、予想される相続税額は一次二次合計で345万円となる。

したがって、相続対策前に4,700万円の税負担が予想されていたところ、暦年贈与の実行により税負担は $2,000万円 + 345万円 = 2,345万円$ に軽減され、約2,355万の負担減で次世代以降への財産の承継を終わらせることが可能となる。

また、超高額資産家の人で相続税の税率が最高税率の55%に達している人にとって、贈与税の最高税率も55%であるため、どれだけ贈与しても税負担は変わらない。したがって、値上がり確実な財産や高収益物件を一時に子、できれば孫に贈与することによって、非常に有利な対策が実行できる。

以上のことから、暦年贈与を毎年着実に行うことが資産家にとって確実な相続税の対策となるといえ、平成23年の税制改正後はさらに優遇されることから、暦年生前贈与が相続対策の王道になったと考えることができる。

◆ 3 生前贈与計画の作成と提案

相続税対策の中心は長期にわたる生前の暦年贈与であるが、クライアントの節税ニーズに応えるためには、いつどのタイミングで誰にいくら贈与を行えばいいか、その場合の節税効果はいくらかを説得的に示し説明する必要がある。そのためには、生前贈与計画を税

の専門家が作成し、クライアントに対して提示するのが有用である。

そして、私見ではあるが、生前贈与計画は、次のような順番で検討し、作成するのが効率的であると考え。

- ① 相続税の限界税率の把握
- ② 利用可能な贈与税の特例の利用
- ③ 相続税の限界税率と贈与税の限界税率との比較
- ④ 有利な贈与時点の検討
- ⑤ 納税資金対策の検討
- ⑥ 最終的な節税額の提示

以下、この順番にしたがい、具体的な検討事項と留意点を整理する。

(1) 相続税の限界税率の把握

まず、相続対策を全くしない場合の相続税の限界税率を求める。

相続税の限界税率とは、1万円ほど課税価格が減少したら相続税額がいくら減少するかを示す概念で、タックスプランニング上非常に有用な指標である。

ここで留意したいのは、相続税の限界税率は、「1次相続+2次相続」の通算の相続税の負担を試算することにより、トータルの指標として求めることである。

その理由は、平成23年度改正の基礎控除の引き下げと税率構造の見直しにより相続税は広範囲に課税強化されることになっているが、その影響は細分化された相続となる2次相続でより明瞭に顕在化するため、今後の相続税対策では意識的に2次相続の税負担をふまえて総合的な相続税の負担率を検討する必要があるからである。

具体的には、1次相続と2次相続のそれぞれの予想される税負担を試算して合計し、その感応度をシミュレーションすることによって相続税の限界税率を求める。

この相続税額の試算の際、基礎控除と配偶

者控除を適用するだけでなく、「小規模宅地等の課税の特例」を適用できるか否かを検討する。この特例は「第2の基礎控除」といわれるほど一般的で適用対象者が多く（国税庁の統計によるとこの特例を適用している申告書の割合は90%を超える）、かつ、とても有利な特例であるため、将来、この特例の適用が可能かどうかを検討し、もしも現状のままだと適用できないのであれば、適用できるよう相続対策として提案する必要がある。

「小規模宅地等の課税の特例」とは、遺産の中に居住用や事業用に使われていた宅地等で一定の建物の敷地の用に供されているものがある場合には、その宅地等の評価額の一定割合を減額する租税特別措置法上の特例をいう。

この特例の適用を受けられる宅地等は、個人が相続により取得した宅地等で、次のすべての要件に該当するものとされている。

- ① 相続開始の直前において、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（以下「被相続人等」という）の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等であること
- ② 建物の敷地の用に供されていた宅地等であること
- ③ 棚卸資産に該当しない宅地等で、被相続人等の事業の用または居住の用に供されていた部分に限るものであること
- ④ 特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等および貸付事業用宅地等のいずれかに該当する宅地等であること

紙幅の関係で本特例の詳細な説明は省略するが、以下においては、平成22年度の税制改正により本特例の適用範囲が縮小されていることに係る実務上の留意点とその対応策について簡単に説明することとする。

小規模宅地の評価減の特例について、平成22年度において次の4点の改正が行われた。

(ア) この特例の対象となる小規模宅地等の範囲から、特定事業用宅地等、特定居住用宅地等または特定同族会社事業用宅地等以外

の小規模宅地等で相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しないもの(改正前:200㎡まで50%減額されていた部分)を除外する。

【特例対象宅地等の範囲の(9)変化】

宅地等		改正前		改正後	
		上限面積	減額割合	上限面積	減額割合
事業用	事業継続	400㎡	▲80%	400㎡	▲80%
	非継続	200㎡	▲50%	—	—
不動産貸付	事業継続	200㎡	▲50%	200㎡	▲50%
	非継続	200㎡	▲50%	—	—
居住用	居住継続	240㎡	▲80%	240㎡	▲80%
	非継続	200㎡	▲50%	—	—

(出典：財務省「平成22年度版・改正税法のすべて」439頁)

(イ) 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定する。

(ウ) 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。

(エ) 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることに明確化する。

上記の改正項目(ア)について、改正前は、相続開始直前の状況により適用要件の判定をし、相続税の申告期限までの継続要件を満たせば80%減額、満たさなければ50%減額とされていたところ、改正後は、相続開始の直前と申告期限の2つの時点の状況により適用要件の判定をし、相続税の申告期限まで事業又は居住を継続するという継続要件を満たさない場合は減額の対象とならず、継続している場合にのみ80%減額・50%減額とされることとなった。特に、50%減額については、対象となる宅地等の範囲が大幅に狭まり、「被相続人または同一生計親族の不動産貸付業等の事業

の用の供されている」ものだけが残されていることに留意が必要である。

上記(イ)について、父親が所有する自宅で生活する両親と、その両親とは別に自宅を所有して生活する子供、という一般的なケースで、父親が所有する自宅の土地を子供が相続する方法について考えると、平成22年の税制改正前は、父親の所有する自宅の土地の持分のごく一部を母親が相続し、残余を子供が相続することで、その土地全体に小規模宅地等の特例の適用を受けるという対策が可能であったが、改正後のこの対策では母親が相続した持分のみしか小規模宅地等の特例の適用を受けられないこととなったため、①相続前から両親と同居しておくこと、または相続開始3年以内に子供夫婦が持ち家を所有していないことといった対策が必要となっている。

上記の(ウ)について、居住用の部分と貸付用の部分があるマンションの敷地等について考えると、改正前は、1棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等に該当すれば、貸付用の部分の宅地等についても、特定居住用宅地等として限度面積まですべて80%減額が適用されていたが、改正後は、それぞれの部分ごと

に按分して軽減割合を計算することになったため、貸付部分について80%減額は全く適用されないこととなった。たとえば、3階建ての1棟の建物のうち3階部分が被相続人の居住の用に供されており、その他の部分を第三者に賃貸していた場合でその3階部分を特定居住用宅地等の要件を満たす相続人が取得したときは、改正前は3階部分だけでなく、全部について80%減額が可能であったが、改正後は、3階部分だけが80%減額で、その他の部分は継続要件を満たせば50%減額、満たさなければ減額はないことになった。したがって、今後は、3階部分も第三者に賃貸し50%減額の適用を受ける可能性を残しつつ、単価の高い宅地を取得してこれを居住の用に供し特定居住用宅地等の適用による減額金額を大きくすること、などが対策として必要になる。

こうして「小規模宅地等の課税の特例」の有利な適用が可能となるようにコンサルティングを実施するが、その結果、基礎控除、配偶者控除及び小規模宅地等の課税の特例を適用する可能性が大きくなり、そうすると、それだけで相続税額の試算がゼロになるクライアントも多くなることが想定される。その場合には、以下の生前贈与対策等は必要がなくなり、相続税対策のコンサルティングはこの段階で終了することになる。

(2) 利用可能な贈与税の特例の利用

次に、一般贈与の有利な特例等を適用して多額の贈与ができないか検討する。具体的には「贈与税の配偶者控除」と「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税」特例の適用の可否を判断する。

① 贈与税の配偶者控除

贈与税の配偶者控除とは、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除(=配偶者控除)できるとい

う。適用要件は、(ア)夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後に贈与が行われたこと、(イ)配偶者から贈与された財産が、自分が住むための居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること、(ウ)贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与により取得した国内の居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した国内の居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること、の3つである。なお、配偶者控除は同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができない。

また、2次相続を考えると、配偶者控除の適用を受けた受贈財産についても、子や孫へ生前贈与することができないのかを検討するが、毎年の贈与税の基礎控除は子や孫一人につき110万円なので、実務的には、平均余命の短い者(父)の有する財産について生前贈与により課税遺産を減少させ、その後に配偶者(母)からの贈与を検討することになる。

② 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税特例

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税特例とは、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた受贈者が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金を自己の居住の用に供する一定の家屋の新築若しくは取得又は一定の増改築等の対価に充てて新築若しくは取得又は増改築等をし、その家屋を同日までに自己の居住の用に供したとき又は同日以後遅滞なく自己の居住の用に供することが確実であると見込まれるときには、住宅取得等資金のうち一定金額(平成23年の贈与分は1,000万円)について贈与税が非課税となる特例をいう。

これら贈与税特例の適用の結果、相続税の試算がゼロになった場合には、この段階でコ

ンサルティングは終了する。

(3) 相続税の限界税率と贈与税の限界税率との比較

このあと生前の暦年贈与を行う金額を決めて、誰にいくら贈与するか計画する。

理論的には贈与税の限界税率（＝追加的に1万円贈与したときにいくら贈与税額が増えるかを示す指標）が相続税の限界税率に一致するまでの金額は贈与することが有利である。しかし、節税目的で行う長期の暦年贈与であるため、一定程度の節税額がないと誰も実行しないであろうから、一つの目安として、500万円を20歳以上の直系卑属への贈与のときの贈与税額48.5万円、実効税率9.7%（速算表の適用税率15%）となる金額以下の贈与を検討することが多くなると思われる。

もちろん、最終的に決めるのはクライアントであるが、実務上、節税額と相続発生時点までに残された期間及び途中で相続が発生するリスク（＝3年内贈与は相続財産に持ち戻されるリスク）並びに子や孫に多額の財産を贈与することから生ずる弊害等を総合的に考慮し、クライアントが妥当と思う金額の贈与とすることが通常である。

(4) 有利な贈与時点の検討

贈与する財産が現金預金等価値の安定しているものであれば、贈与のタイミングについてはあまりこだわらなくても良いが、贈与財産が土地、上場株式、非上場株式のように時価が変動するものであったり、相続対策により贈与時点での低い評価が可能になるものであったりすると、その贈与は、できるだけ相続税評価の低い時に実行できるよう計画すべきである。

具体的には、非上場株式等であれば、評価減対策として効果を発揮した直後がタイミングとしてベストであり、土地であれば路線価が下がった年で、上場株式であれば株式市場

での時価が下がったときに贈与のチャンスである。

ただ、評価減対策を行い事前に評価の下落を予定できる財産はさほど多くなく、土地や上場会社株式の場合には、時価が下がった時点をとらえて機動的に贈与を行うことが大切になる。

(5) 納税資金対策の検討

以上の検討を生前贈与計画表に落とし込み、各年の贈与税の試算と相続発生時の相続税の試算を試行錯誤しながら行う。

この計画により算出された相続税の納付が相続人の財産でまかなえるのであれば、以下の納税資金対策は不要であるが、そうでない場合には、相続人の手元に現金預金がプールされるべく対策を行う。

具体的には、現金預金の贈与の比率を大きくしその資金を受贈者が貯蓄しておくことや、被相続人（親）を被保険者とする終身保険等への加入掛金の支払いに子が贈与を受けた現金預金を用いることが考えられる。親が自分で掛けた生命保険金を子が受け取るとその保険金は相続税の課税対象になるため、せっかくの保険金も相当額が相続税で消えるということになるが、子が自分のお金で親に保険を掛けるのであれば、その保険金に相続税はかからず、他方で一時所得の所得税が課税されるので、資金繰りに非常に有利になる。

(6) 最終的な節税額の提示

このようにして誰にいつどんな種類の財産でいくら贈与するかが決まり、それを計画表の中に落とし込むことが可能となる。そうして、相続税対策をしなかった場合の相続税の試算と対策後の贈与税と相続税の合計額を比較して節税額を算出し、クライアントに提示する。クライアントは金銭的な節税メリットと様々なデメリットやリスクを総合的に考えて、自分が妥当と思う金額により暦年

の生前贈与を実行することになる。

◆ 4 資産家の規模と種類別の生前贈与計画

本稿では自宅と金融資産だけを保有する比較的小規模な資産家を念頭に置いて、今後税務の専門家に必要となる相続税対策の考え方を生前贈与対策に絞って整理してきた。想定しているクライアントは小規模で財産構成も複雑でないケース（税制改正後はこのようなお客様からの相談がととも増えると予想される。）であるが故、生前贈与計画もシンプルなものでも済んだ。

この点、資産規模が大きくなり、保有する財産として不動産や非上場株式を多額にもつオーナー資産家になった場合には、考え方の基本は変わらないものの、この計画は複雑になる。

すなわち、①不動産を保有する個人であれば、不動産保有型管理会社を利用し所得税と相続税の節税を図りながら後継者に納税資金をプールする仕組みを作る、②事業会社の

オーナー経営者であれば、事業の成長性を見極めつつ評価減対策や分散対策を行うと同時に持株会社を利用するなどして経営権の保全と納税資金の確保を計画する、③各種の納税猶予制度を活用すべく適用要件を検討する、といったかなり複雑なシミュレーションを行い生前贈与対策に組み込んでの検討を行う。残念ながら本稿ではその詳細について触れることができないが、基本となる考え方はシンプルなケースとほぼ同じであることを強調して本稿を終わりたいと思う。

（完）*

【執筆者紹介】

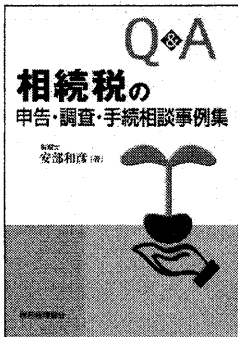
後 宏治（うしろ こうじ）

1989年早稲田大学政治経済学部卒業。1992年公認会計士登録。1995年税理士登録。2005年筑波大学大学院博士前期課程ビジネス科学研究科企業法学専攻修了。2006年税理士法人UAPを設立しパートナー就任。

【主な著書】

『守りから攻めへの相続対策実務Q&A』『中小企業のための会社分割の実務と手続き一切』などの他、執筆論文に第29回日税研究賞入選論文「相続税法における種類株式の評価」等多数

Q&A 相続税の 申告・調査・手続相談事例集



税理士 **安部和彦** [著]
Ambe Kazuhiko

A 5判並製 260頁
定価 2,100円(税込)

納税者から実際に受けた相続税に関する相談を基に、重要事項をまとめた事例集。相続にまつわる遺言対策、心構え、相続開始後の具体的な手続や届出と手順等、相談事項についても解説。

I 相続発生から相続税申告までの実務 / II 相続発生前から始める相続税節税対策 / III ケース別 相続実務と相続税の相談事例 / IV 相続税調査の実際と対応策

税務経理協会・刊